

# 入札説明書

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター  
九州シンクロトロン光研究センター  
業務執行理事 平井 康晴

平成30年度佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター宿泊棟常駐警備業務委託の入札については、下記のとおり実施します。

## 記

1. 委託業務名 平成30年度佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター  
宿泊棟常駐警備業務委託
2. 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
3. 履行場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
4. 現場説明 なし
5. 入札
  - (1) 期日 平成30年3月23日(金)
  - (2) 場所 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター2階 セミナー室B
  - (3) 開始時間 午前11時00分
  - (4) 入札方法 入札者の直接持参による入札
6. 契約の方法 条件付一般競争入札
7. 入札保証金 免除
8. 最低制限価格 なし
9. 前金払い なし
10. 委託料金の支払方法 適正な請求書の提出を受けた日から30日以内に支払う
11. 入札参加資格及び条件に関する事項  
入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。  
なお、資格要件確認のため、県を通じて佐賀県警察本部に照会する場合があります。
  - (1) 佐賀県の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程(平成2年佐賀県告示第444号)第1条第1項に規定する入札参加資格のうち平成29年度及び平成30年度庁舎等の維持管理業務(警備業務)の委託に関する一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者で、常駐警備及び巡回警備を行うことができる者であること。
  - (2) 佐賀県内の佐賀市以東に本店、支店又は営業所を有するものであること。
  - (3) 履行期間開始までに、現場において警備業務全体の把握を行い、履行期間開始後直ちに業務履行が可能となる体制を整えることが可能な者。
  - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でない

- こと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
  - (7) 開札の日の6ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
  - (8) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
  - (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 12. 無効入札とする場合

下記の各号に該当する者が行った入札

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものを提出した者
- (4) 一人で二以上の入札をした者
- (5) 代理人でその資格のない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか競争入札の条件に違反した者

## 13. 入札を中止する場合

下記の各号に該当する場合の入札

- (1) 競争に参加し、これに関係を有する者が共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき
- (2) 委託業務の廃止もしくは変更その他必要があると認められるとき
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

## 14. 注意事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を平成30年3月16日（金）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（3月16日（金）午後5時までに担当課へ必着）してください。郵送の場合は、書留郵便としてください。提出した関係資料等について説明を求められる場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、「入札参加届」等を提出した後に入札に参加しないこととした場合は、辞退届を書面で提出してください。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

※ 担当課

郵便番号 841-0005 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地  
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター  
九州シンクロトロン光研究センター 総務課 村岡  
電話 0942-83-5017